

# 令和7年度（第2回）鳥取市介護保険等推進委員会

日時：令和8年1月23日（金）13：30～15：30

場所：鳥取市役所本庁舎6階 6-3、6-4会議室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) 介護施設の整備状況について ..... P1～
- (2) 次期介護保険制度改正の概要について ..... P5～
- (3) 第9期計画の取組と次期計画に向けた課題について ..... P8～
- (4) 第10期計画の策定スケジュールについて ..... P19

### 3. その 他

### 4. 閉 会

## 令和7年度第2回鳥取市介護保険等推進委員会 名簿

【鳥取市介護保険等推進委員会委員（任期：令和5年4月1日（又は委嘱の日）から令和8年3月31日）】

（順不同・敬称略）

		推薦団体等	出席	氏名	備考	部会
1	委員長	鳥取県老人福祉施設協議会	○	大橋 茂樹	会長	地域密着型サービス等部会
2	副委員長	鳥取市社会福祉協議会		前田 由美子	事務局次長	
3	委員	鳥取県老人保健施設協会	○	田中 彰	副会長	地域密着型サービス等部会
4	委員	学識経験者（鳥取大学）	○	竹川 俊夫	教授	
5	委員	鳥取市老人クラブ連合会	○	能見 恵子	副会長	
6	委員	鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会	○	谷田 翔	事務局長	地域密着型サービス等部会
7	委員	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	○	多林 康子	理事	地域密着型サービス等部会
8	委員	鳥取県東部医師会	×	足立 誠司	理事	
9	委員	鳥取県東部歯科医師会		目黒 道生	会員	地域密着型サービス等部会
10	委員	鳥取県リハビリテーション専門職連絡協議会	○	安住 慎太郎	理事	
11	委員	鳥取県看護協会	○	植木 芳美	専務理事	
12	委員	鳥取県薬剤師会	○	清水 真弓	理事	
13	委員	認知症のひとと家族の会鳥取県支部	○	本城 律恵	東部地区世話人	地域密着型サービス等部会
14	委員	城北地区社会福祉協議会	○	橋本 京子	城北地区福祉コーディネーター	地域密着型サービス等部会
15	委員	鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	○	垣屋 稲二良	分科会長	
16	委員	鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	○	山本 雅宏	副分科会長	
17	委員	鳥取市認知症本人大使「希望大使」	×	藤田 和子		
18	委員	公募委員	○	有本 喜美男		地域密着型サービス等部会
19	委員	公募委員	○	綱本 信治		

### 【事務局】

	所属等	出席	氏名
1	福祉部次長兼長寿社会課長	○	松本 縁
2	長寿社会課課長補佐兼管理係長	○	渡邊 聡
3	長寿社会課管理係主任	○	澤田 裕子

### 【説明課等】

	所属等	出席	氏名
1	福祉部次長兼地域福祉課長	○	山内 健
2	地域福祉課指導監査室長	○	山形 孝史
3	保険年金課医療費適正化推進室長	○	梶 晶子
4	鳥取市保健所健康づくり推進課長	○	西尾 靖子
5	鳥取市保健所健康づくり推進課健診推進室長	○	小森 里美
6	長寿社会課鳥取市中央包括支援センター所長	○	藤木 尚子
7	長寿社会課介護保険係長	○	藤原 圭子

【 議事（１） 】

介護施設の整備状況について

【 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） 】

1. 計画における整備数と公募選定の状況

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定事業者	選定年月日
A圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	2ユニット (定員18人)	以下2のとおり	令和6年9月30日
B圏域	東・南・桜ヶ丘・国府	2ユニット (定員18人)	以下2のとおり	令和6年9月30日 (ぐるーぷほーむ和温3号館) 令和7年8月22日 (ぐるーぷほーむ和温4号館)
C圏域	江山学園・高草	次のいずれかの整備内容 ・C圏域及びE圏域に1ユニット(定員9名) ・C圏域及びE圏域に2ユニット(定員18名)	未選定	—
E圏域	河原・千代南(旧用瀬・旧佐治)		以下2のとおり	令和6年9月30日

2. 選定事業者

日常生活圏域	開設法人		事業所			
	法人名	法人所在地	事業所名	住所	中学校区	開設年月日
A圏域	株式会社ビジュアルビジョン	埼玉県上尾市上町一丁目1番14号	けあビジョンホーム鳥取福部Ⅱ	鳥取市福部町海士535番地、535番地2	福部未来学園	令和8年2月1日開設予定
B圏域	株式会社和温	鳥取市雲山221番地89	ぐるーぷほーむ和温3号館	鳥取市雲山110番地38	桜ヶ丘	令和7年9月1日開設
B圏域	株式会社和温	鳥取市雲山221番地89	ぐるーぷほーむ和温4号館	鳥取市雲山110番地38	桜ヶ丘	令和8年7月1日開設予定
E圏域	株式会社麒麟の里	鳥取市松並町一丁目144番地6	そよかぜのファミリー麒麟の里(増床)	鳥取市用瀬町鷹狩737番地1	千代南(旧用瀬・旧佐治)	令和7年10月1日増床

※C圏域は公募を実施したが応募がなかった。

【 議事（１） 】

介護施設の整備状況について

【 小規模多機能型居宅介護 】

1. 計画における整備数と公募選定の状況

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定事業者	選定年月日
F圏域	気高	1施設 (登録定員29人)	未選定	—

2. 選定事業者

公募を実施したが応募がなかった。

【 看護小規模多機能型居宅介護 】

1. 計画における整備数と公募選定の状況

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定事業者	選定年月日
A圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	1施設 (登録定員29人)	未選定	—
C圏域	江山学園・高草			
D圏域	湖東・湖南学園			
E圏域	河原・千代南(旧用瀬・旧佐治)			
F圏域	気高・鹿野学園・青谷			

2. 選定事業者

公募を実施したが応募がなかった。

【 議事（１） 】

介護施設の整備状況について

【 （広域型）特定施設入居者生活介護 】

1. 計画における整備数と公募選定の状況

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定事業者	選定年月日
A圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	・新規開設 計100人分 (1施設定員30人以上) ・転換50人分	以下2のとおり	令和6年9月30日 (株式会社サードライフモア、株式会社エヌケーシー) 令和7年8月22日 (医療法人社団三樹会)
B圏域	東・南・桜ヶ丘・国府			
C圏域	江山学園・高草			
D圏域	湖東・湖南学園			
E圏域	河原・千代南(旧用瀬・旧佐治)			
F圏域	気高・鹿野学園・青谷			

2. 選定事業者

日常生活圏域	開設法人		事業所			
	法人名	法人所在地	事業所名	住所	中学校区	開設年月日
A圏域	株式会社サードライフモア	鳥取県米子市安倍200番地1	シニアステージ扇町(新設)	鳥取市扇町126番地	南	令和8年2月1日開設予定
B圏域	株式会社エヌケーシー	鳥取市戎町471番地	特定施設入居者生活介護ともいきの杜樽谿(転換)	鳥取市上町19番地1	北	令和7年4月1日増床
B圏域	医療法人社団三樹会	鳥取市扇町176番地	特定施設入居者生活介護樹の郷「にこいし」	鳥取市扇町176番地	南	令和8年5月1日開設予定

※C～F圏域は公募を実施したが応募がなかった。

## 【 議事（１） 】

### 介護施設の整備状況について

#### 【 地域密着型特定施設入居者生活介護 】

##### 1. 計画における整備数と公募選定の状況

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定事業者	選定年月日
A圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	転換87人分 (定員29人×3施設)	未選定	—
B圏域	東・南・桜ヶ丘・国府			
C圏域	江山学園・高草			
D圏域	湖東・湖南学園			
E圏域	河原・千代南（旧用瀬・旧佐治）			
F圏域	気高・鹿野学園・青谷			

##### 2. 選定事業者

公募を実施したが応募がなかった。

# 介護保険制度の見直しに関する意見（概要） （令和7年12月25日 社会保険審議会介護保険部会）

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

## I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

★：今後、詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目

### 1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

- 地域の類型の考え方
    - ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である
  - 中山間・人口減少地域（サービス需要が減少する地域）
    - ・サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける
    - ・特別地域加算の対象地域を基本としつつ、高齢者人口の減少に着目した地域の範囲について国において一定の基準を示す（市町村内の一部エリアを特定することも可能）★
    - ・対象地域は、計画策定プロセスにおいて市町村の意向を確認し、都道府県が決定する
  - 大都市部（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）
  - 一般市等（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）
    - ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる
- ### 2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等
- 特例介護サービスの枠組みの拡張
    - ・中山間・人口減少地域において、職員の賃金の改善に向けた取組、ICT機器の活用や、サービス・事業所間の連携等を前提に、職員の負担への配慮やサービスの質の確保の観点も踏まえ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うため、特例介護サービスに新たな類型を設ける（施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象）★

### ○地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

- ・特例介護サービスの新たな類型の枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とする★
  - 介護サービスを事業として実施する仕組み
    - ・中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業（地域支援事業の一類型）により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設ける
  - 介護事業者の連携強化
    - ・地域の法人・事業所が一定期間にわたり事業継続する役割を担い、複数事業所間の連携を促進し、業務効率化等の取組を推進する仕組みを設け、必要な支援を行う★
  - 既存施設の有効活用
    - ・国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充する
  - 調整交付金の在り方
    - ・より精緻な調整を行う観点から、年齢区分を3区分から7区分に変更する
- ### 3. 大都市部・一般市等における対応
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合
    - ・夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する
- ※多様なニーズに対応したサービスを提供するため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいの充実（Ⅱ3）、テクノロジーの活用支援（Ⅲ2）等の取組を併せて推進する

**1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて**

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

**2. 医療・介護連携の推進**

- 医療と介護の協議の場等
  - ・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

**3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援**

- 有料老人ホームにおける安全性及び質の確保
  - ・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する
  - ・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する
  - ・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける
- 入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択
  - ・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける
- 入居者紹介事業の透明性及び質の確保
  - ・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する
- いわゆる「囲い込み」対策の在り方等
  - ・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
  - ・住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる
- 住まいと生活の一体的支援
  - ・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

**1. 総合的な介護人材確保対策**

- 人材確保のためのプラットフォーム
  - ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

**2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進**

- 生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等
  - ・国及び都道府県の責務として位置付ける
  - ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の枠組みを構築する

**4. 介護予防の推進、総合事業の在り方**

- 介護予防・日常生活支援総合事業
  - ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する
- 介護予防を主軸とした多機能の支援拠点
  - ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

**5. 相談支援等の在り方**

- 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援
  - ・ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがいない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
  - ・包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化する

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方

- ・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とする
- ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等
  - ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す
  - ・介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を求める

○有料老人ホームに係る相談支援

- ・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する★

**6. 認知症施策の推進等**

- ・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する
- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する

○事業者間の連携、協働化等

- ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める
- 科学的介護の推進
  - ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

### 1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 中長期的な推計、2040年に向けた地域課題への対応
- ・ 2040年に向けた中長期的な推計を計画の記載事項に追加する
- ・ 地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行う

### 2. 給付と負担

- 1号保険料負担の在り方
  - ・ 被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行う
- 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準
  - ・ 能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある。検討に当たっては、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和8年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、現在補足給付について行われている預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、本部会で継続検討し、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに、結論を得る。
  - ・ 「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う
- 補足給付に関する給付の在り方
  - ・ 第3段階②の負担限度額の上乗せを行う（令和8年度～）
  - ・ 第3段階①と②をそれぞれ2つ（ア・イ）に区分し、第3段階①イ②イの負担限度額の上乗せを行う（令和9年度～）
- 多床室の室料負担
  - ・ 在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において検討を行う★
- ケアマネジメントに関する給付の在り方
  - ・ 住宅型有料老人ホームの入居者に関して、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型（Ⅱ5）に対して利用者負担を求めるところが考えられるところ、丁寧に検討を行う

- 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方
  - ・ 多様なサービス・活動の整備の進捗状況、従前相当サービス等における専門職の役割、専門職によるサービスと地域の支え合いの仕組みの連携の実施状況など、検討に必要なデータを多角的に収集・分析しつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き、包括的に検討を行う

### ○ 被保険者範囲・受給者範囲

- ・ 介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う
- 金融所得、金融資産の反映の在り方
  - ・ 金融所得の保険料や窓口負担等への反映については、後期高齢者医療制度での対応状況も踏まえつつ、将来的な導入について、制度面・運用面等の総合的な観点から、引き続き検討を行う
  - ・ 金融資産の反映の在り方については、政府として預貯金等へのマイナンバーの付番を推進し、その状況を踏まえて、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、引き続き検討を行う
- 高額介護サービス費の在り方
  - ・ 制度の運用状況を踏まえ、引き続き検討を行う

### 3. その他の課題

- 介護被保険者証の事務・運用
  - ・ 65歳到達時の交付から要介護認定申請時等の交付に変更する
  - ・ 電子資格確認を導入する
  - ・ 資格喪失時等の返還義務を一部免除する
  - ・ 65歳到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を行う
- 高齢者虐待防止の推進
  - ・ 高齢者住まいにおける高齢者虐待防止の取組を推進する
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
  - ・ 全国レベルでの情報収集・分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする
- 要介護認定
  - ・ 申請代行が可能な者を拡大する
  - ・ 主治医意見書の事前入手が可能である旨を明確化する
- 特定福祉用具販売
  - ・ 貸与と販売の選択制の導入に伴い利用者への継続的な関与が必要とされていることを踏まえた制度上の所要の整備を行う
- 国民健康保険団体連合会の業務
  - ・ 介護報酬に関連する補助金の支払事務について、委託を受けて行うことを可能とする

## 【議事（3）】

### 「第9期計画における取組」と「第10期計画に向けた課題等」

（たたき台）

- 本委員会で各委員の皆様からいただいたご意見等を事務局で集約し、第10期計画に向けた課題を整理し、次期委員会へ引き継ぎたいと考えています。  
介護・高齢者福祉等の課題について、各委員の皆様が日頃から思っておられること、感じておられることをフリートーク形式で、自由にご意見をいただきたいと思いますので、事前に準備をお願いします。

#### 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 施策体系

#### 【 基本理念 】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

#### 【基本方針1】

健康づくりと「リエイブルメント」により介護予防の実現

施策目標① 高齢者が自分の状態にあった方法で健康づくり、  
介護予防に取り組むことができる … P9  
（※重点施策）

施策目標② フレイル等の状態が悪くなくても「リエイブル  
メント」できる … P10  
（※重点施策）

#### 【基本方針2】

自己実現を可能にする環境づくり

施策目標③ 認知症や要介護状態になっても助け合って暮らし  
続けることができる … P11  
（※重点施策）

施策目標④ 意思決定が困難になってもその人らしい暮らしを  
継続することができる … P12  
（※重点施策）

施策目標⑤ 個人・専門職・地域等の困りごとを相談できる体  
制ができています … P13  
（※重点施策）

施策目標⑥ 地域活動が活発で社会参加がすすんでいる … P14  
（※重点施策）

#### 【基本方針3】

未来にわたり持続可能な制度づくり

施策目標⑦ 必要とされる介護サービスが提供できる … P15

施策目標⑧ 介護現場の業務が効率化及び改善され、介護人材  
の確保・定着・育成ができています … P16  
（※重点施策）

施策目標⑨ 介護サービスが適切に利用されている … P17

施策目標⑩ 災害・感染症発生時でも継続してサービス提供が  
できる … P18

**基本方針1**  
**健康づくりと「リエイブルメント」により介護**  
**予防の実現**

**施策目標①**  
**高齢者が自分の状態にあった方法で健康づくり、**  
**介護予防に取り組むことができる**

【第9期計画における取組】	<第10期計画に向けた課題等>
<p>■施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の健康状態を把握し、自身の治療や療養の方針を正確な情報に基づいて考えることができる</li> <li>○年齢にかかわらず生きがいや趣味を持ち、生活を楽しむことができる</li> <li>○健康づくりに主体的に取り組む人が増えることで、そうでない人も自然と健康的な生活を送ることができる地域になる</li> </ul>	<p>○国保特定健康診査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関などの関係機関と連携し、定期的な受診を促すための広報活動を行う。</li> <li>・みなし健診について、医療機関と連携した取組を行う。</li> <li>・未受診者に対し、通知、訪問、電話による個別勧奨等を実施する。</li> </ul> <p>○保健事業と介護予防の一体的実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度より対象圏域を全市域で実施。介入する対象者や通いの場を増やすため、関係機関・団体との連携を強化し、取り組みを拡充していく。</li> </ul>
<p>■主な成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ医のいる者の割合</li> <li>・医師の治療方針を理解している者の割合</li> <li>・幸福感がある者の割合</li> <li>・うつ病のある者の割合</li> </ul>	<p>○介護予防出前講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座の申込状況に地域差があるため、広く出前講座を活用していただけるよう周知方法を検討していく必要がある。</li> </ul>
<p>■主な活動指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保特定健康診査の実施率</li> <li>・（参考）後期高齢者健康診査の実施率</li> <li>・保健事業と介護予防の一体的実施事業／健康状態不明瞭者の把握事業数</li> <li>・保健事業と介護予防の一体的実施事業／フレイル予防の啓発数</li> <li>・介護予防出前講座の開催数及び参加者数</li> <li>・国保特定保健指導の実施率</li> </ul>	<p>○国保特定保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託機関と連携した利用勧奨・保健指導を行う。</li> <li>・対象者のニーズに合わせた保健指導を実施する。</li> </ul>

**基本方針1**  
**健康づくりと「リエイブルメント」により介護**  
**予防の実現**

**施策目標②**  
**フレイル等の状態が悪くなくても「リエイブル**  
**メント」できる**

<p><b>【第9期計画における取組】</b></p>	<p><b>&lt;第10期計画に向けた課題等&gt;</b></p>
<p>■<b>施策の方向性</b>          ○再自立（リエイブルメント）の考えが共有され、住民や専門職にそのイメージが共有され、「再自立（リエイブルメント）できる」という考えが一般的になる          ○本人の目指す再自立（リエイブルメント）があり、本人、家族、専門職との間でそのイメージが共有される          ○再自立（リエイブルメント）可能かどうか、適切な判断を受けることができ、その説明に納得することができる          ○効果的に再自立（リエイブルメント）できる体制がある          ○再自立（リエイブルメント）した後も、自己管理（セルフマネジメント）によって自立した生活が継続できる</p>	<p>○<b>介護予防ケアマネジメント</b>          ・要支援者等が地域で自立した日常生活を送るための主体的な取り組みの支援につながるよう、直営もしくは一部外部委託により介護予防ケアマネジメントを実施する。</p> <p>○<b>保健事業と介護予防の一体的実施事業</b>          ・実施体制・方法の見直しを行い、介入支援数を増やすと共に、対象者が主体的に実施できる個別目標の設定を行う等、より効果的な支援を目指す。</p> <p>○<b>短期集中予防サービス</b>          ・利用者数の増加を図るために、事業所及び地域包括支援センターとともに短期集中予防サービス事業の運用や働きかけを検討実施する。</p>
<p>■<b>主な成果指標</b>          ・新規要支援・要介護認定者の平均年齢          ・短期集中予防サービス終了1年後の認定の変化          ・サービス利用時の目標が、サービス終了後に継続して達成できている割合</p>	
<p>■<b>主な活動指標</b>          ・介護予防ケアマネジメントの実施数          ・保健事業と介護予防の一体的実施事業／フレイルの有リスク者への介入支援数          ・短期集中予防サービス利用者及びプログラム修了者数          ・新規要支援認定者数における短期集中予防サービスの利用率</p>	

## 基本方針2

### 自己実現を可能にする環境づくり

#### 施策目標③

認知症や要介護状態になっても助け合って暮らし続けることができる

#### 【第9期計画における取組】

##### ■施策の方向性

- 介護保険制度や高齢者福祉制度では対応が難しい、生活のうえでのちょっとした困りごとが、住民同士の支えあいによって助け合うことができる
- 高齢になっても住み慣れた地域での生活が続けられるよう、以前から生活している住まいで暮らし続けることができたり、住まいを借りることができたりするなど、住まいを確保することができる
- 認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、認知症になっても早い段階でさまざまな支援につながる環境があることで、生活の安心・安定を得て自分らしく暮らすことができる
- 認知症や要介護の本人や家族の心理的、経済的、身体的な負担が軽減するような取組みが行われる
- 認知症や要介護状態になっても、本人の望む社会参加を継続することができ、継続することができるための環境がある
- 退院時や看取り期など、医療と介護が適切に連携でき、支障なく生活を送ることができる
- 認知症が進行した時、身体状況が悪化した時に、必要なケアが受けられる事業所、施設、医療機関が整備されている
- 鳥取市認知症施策推進基本計画の策定検討

##### ■主な成果指標

- ・ソーシャル・キャピタル得点（助け合い）
- ・ソーシャル・キャピタル得点（連帯感）
- ・認知症の人の大声や暴力、歩き回るなどの行動は、満たされない時に起こると思う者の割合
- ・認知症の人も地域活動に参加した方が良いと思う人の割合
- ・認知症の人が、記憶力が低下して判断することができなくなっても、日々の生活について本人が決める方が良いと思う者の割合
- ・医療・介護事業者へのアンケートによる連携達成度指数の平均値
- ・認知症専門ケア加算の取得事業所数

##### ■主な活動指標

- ・介護支援ボランティア制度登録者数
- ・ファミリー・サポート・センターの登録会員数及び支援回数等
- ・認知症に関する情報の普及啓発回数及び参加人数
- ・認知症初期集中支援チームの支援件数
- ・認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業利用者数
- ・寝具丸洗い乾燥消毒サービス利用人数
- ・日常生活用具購入助成サービス利用人数
- ・軽度家事援助サービス実施数
- ・家族介護用品購入費の助成人数
- ・家族介護慰労金の支給人数
- ・認知症カフェの開催回数及び認知症本人参加回数
- ・チームオレンジの設置、あり方に関する検討 など

#### <第10期計画に向けた課題等>

##### ○介護支援ボランティア

・登録者数を増やすだけでなく、実際に活動する人数・活動施設数の増加を目指し、広報等を通して当事業の周知を図る。

##### ○ファミリー・サポート・センター

・登録依頼会員・協力会員共に高齢化が進み退会する会員が増加する一方、新規登録者数は減少している。各地域の民生委員等に依頼し、当事業の周知を図っていく。

##### ○認知症に関する普及啓発

・すべての市民が「新しい認知症観」の実感的理解を深められるよう、各圏域の実情に応じた、認知症の本人の声を起点とした普及啓発に取り組む。

##### ○認知症初期集中支援事業

・認知症の早期診断とともに、認知症の人の暮らしを支えるネットワークのさらなる構築・活用を行う。

##### ○認知症高齢者等やすらぎ支援員

・やすらぎ支援員と利用者数の固定化。実派遣者数と実利用者数の拡大に向けた取り組みが必要である。

##### ○寝具丸洗い乾燥消毒サービス

・住み慣れた地域において、心身ともに健康で暮らし続けられるよう、寝具丸洗い・乾燥・消毒を実施していきたい。

##### ○日常生活用具購入助成サービス

・対象品目の見直しを検討していきたい。

##### ○軽度家事援助サービス

・利用希望者の身体状況に合わせ、適切な家事援助サービスを実施していきたい。

##### ○家族介護用品購入費助成

・対象者・対象品目の見直しを検討していきたい。

##### ○家族介護慰労金

・慰労金を支給し、在宅介護者への支援を実施する。

##### ○認知症カフェ

・認知症の本人の参加が進むよう、認知症地域支援推進員と連携しながら各認知症カフェの実情に応じて運営支援を行う。

##### ○チームオレンジ

・認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援者チームを作り、地域の中で認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援を行えるよう、事業の啓発や助言などの後方支援を行う。 など

## 基本方針 2

### 自己実現を可能にする環境づくり

#### 施策目標④

意思決定が困難になってもその人らしい暮らしを継続することができる

#### 【第9期計画における取組】

■施策の方向性  
○これからの暮らしを考えたり、話し合ったりすることができ、本人の意向に沿った状態・環境で過ごすための準備をあらかじめ行うことができる  
○ものごとを順序立てて処理するなどの遂行力が低下したとしても、生活状況が著しく悪化したり、負債が増加したりする前に手助けしてもらうことができ、必要な手続きが適切に行われる  
○意思の表出や決定が困難になった場合でも、本人の意思が尊重され、本人が意思決定する手助けを受けられるなどの適切な意思決定の支援を受けることができる

#### ■主な成果指標

- ・ ACPを知っている人の割合
- ・ 最終段階について話し合ったことがある人の割合
- ・ 意思決定してほしい人の、「いない」「無回答」の割合

#### ■主な活動指標

- ・ 在宅医療・介護連携推進事業での普及啓発回数及び延参加者数
- ・ 成年後見制度利用促進に係る中核機関での相談件数
- ・ 市民後見人の候補者名簿登録者数

#### <第10期計画に向けた課題等>

○在宅医療・介護連携推進事業  
・ 高齢者の子ども世代等幅広い年齢層への啓発が不足しているのが課題であり、啓発にあたっては、地域保健等他部門との連携など効果的な啓発を促進する必要がある。今後も、ACPノート、寸劇DVD、地域包括ケアパンフレットを活用し、住民啓発学習会を継続開催する。  
・ 医療・介護関係者に対しては、医療・介護現場におけるACPの具体的な実践に向けた研修を実施し、入院や施設入所されている人またはその家族に対しACPを進める上で理解を深めていく必要がある。

#### ○成年後見制度利用促進

- ・ さらなる候補者育成を行うとともに、市民後見人の受任を進めていく取組みを行う。市民後見人のマッチング方法の見直し等課題改善のために関係機関との協議を行う。
- ・ とっとり東部権利擁護支援センターへの地域連携ネットワークの中核機関の運営委託、成年後見制度利用支援事業、市長による法定後見の開始の審判の申立てに取り組み、成年後見制度の利用を促進する。
- ・ 弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、法人後見受任団体が構成される「受任調整会議」を行い、適切な後見人候補者の選定を行う。

## 基本方針 2

### 自己実現を可能にする環境づくり

#### 施策目標⑤

個人・専門職・地域等の困りごとを相談できる体制ができている

#### 【第9期計画における取組】

■施策の方向性  
○近所や地域の人の見守りがあり、困ったときに相談の後押しをしてくれたり、代わって相談してくれたりする人が増える  
○福祉的問題を抱える人についての相談先が、少なくとも1つ以上知られていることで、相談機関に繋がることができる可能性を高めることができる  
○窓口で困りごとを相談したときに、直接関係する窓口でなかったとしてもその場で断られず、関係する窓口に繋いでもらえたり、何らかの対応がしてもらえたりするようになる  
○単一の支援機関や住民相互の間だけで解決が困難な問題が発生した時に、必要な支援機関や住民団体同士で問題が共有され、専門職がチームとして解決に動くことができる  
○相談した困りごとについて、対応の経過や結果が簡単にでも地域と共有され、地域の人から相談プロセスが信頼されるようになる  
○専門職や支援機関同士で、支援する中で抱えている困りごとを共有し、相互に助言や支援を得ることができる  
○地域の中で起きている困りごとを、地域の中で話し合う仕組みがある

#### ■主な成果指標

- ・地域包括支援センターへ寄せられた相談件数
- ・地域包括支援センターを知っている高齢者の割合
- ・ソーシャル・キャピタル得点（連帯感）

#### ■主な活動指標

- ・地域住民や団体、専門職との連携を図った回数
- ・個別事例に関する会議の実施回数
- ・地域リハビリテーション活動支援事業における個別支援及び事業所支援の実施数

#### <第10期計画に向けた課題等>

○地域住民や団体、専門職との連携  
・地域包括支援センターが参加する地域住民や団体、専門職との連携を図る場や会議を把握・共有し、地域の身近な相談窓口のネットワークを構築する必要がある。

#### ○個別事例に関する会議

・個別事例を検討する機会を設け、課題等の共有、地域課題の把握・集約を進めていく必要がある。

#### ○地域リハビリテーション活動支援事業

・より多くの専門職が事業の目的を理解し、利用につながるよう、他事業などと連動し、事業の周知を推進する必要がある。

#### ○地域ケア会議等

・個別会議の開催数増加と推進会議の円滑な開催に向け、会議運営の仕組みの検討を行う。

#### ○地域の困りごとを話し合う仕組み

・市社協地域支え合い支援課及び生活支援コーディネーターと連携し、地域の困りごと等を話し合う場の設置に向けて、地域の住民や関係団体等と一緒に取り組んでいく必要がある。

## 基本方針 2

### 自己実現を可能にする環境づくり

#### 施策目標⑥

地域活動が活発で社会参加がすすんでいる

##### 【第9期計画における取組】

■施策の方向性  
○社会参加の必要性や介護予防に対する効果が広く理解され、社会参加したいと考える人が増える  
○介護予防や健康づくりを目的とした集まりに限らず、趣味、スポーツ、ボランティアなどの多様な社会参加の方法・場所・内容があり、集まりを立ち上げたい時や参加したい時に、必要な情報を受け取ることができる  
○地域活動を支援する人がいて、人と人、人と団体を繋ぐことができることで、地域活動がますます活発になる  
○社会参加するための多様な手段、方法がある

##### ■主な成果指標

- ・社会参加率
- ・ソーシャル・キャピタル得点（社会参加）
- ・グループ活動への参加意向がある者の割合

##### ■主な活動指標

- ・通いの場への参加者数
- ・シルバー人材センター会員数
- ・地域支え合い推進員の配置人数及び活動状況
- ・公共交通機関等利用助成事業の助成件数

##### <第10期計画に向けた課題等>

○ふれあい・いきいきサロン支援事業  
・住民主体のサロンは、代表者やボランティアの担い手不足が課題となっているため、地域における支え合いの仕組みづくりや福祉学習などをきっかけづくりに活用し、継続実施する。

○シルバー人材センター

・利用者の身体的状況に合わせて、求められる家事援助サービスを提供する。

○地域支え合い推進員

・地域の通いの場、協議体の設置等を目指し担当地区で活動しているが、大きな成果はでていないため、情報共有を行いつつ活動の方向性等の見直しを実施していく。

○公共交通機関等利用助成事業

・引き続き多様な活動を支援するために公共交通機関等利用助成事業を行い、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進することにより、引きこもりの防止等介護予防、健康寿命の延伸を図る。

### 基本方針3

#### 未来にわたり持続可能な制度づくり

#### 施策目標⑦

必要とされる介護サービスが提供できる

【第9期計画における取組】	<第10期計画に向けた課題等>
<p>■施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○在宅での生活を支えるサービスがあり、在宅介護を受ける人が支えられている</li><li>○中山間地域の活用できる資源が民間、公的サービスとともに少ない環境であっても、必要なサービスが維持され、適切なサービスを受けることができる</li><li>○地域の介護の拠点となる小規模多機能型居宅介護の整備が進み、地域に向けて開かれている</li><li>○計画した認知症グループホームの整備が進んでいる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業所定員に対する稼働状況<ul style="list-style-type: none"><li>・実態を把握し、計画的に整備していく。</li></ul></li><li>○小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況<ul style="list-style-type: none"><li>・実態を把握し、計画的に整備していく。</li></ul></li><li>○認知症高齢者グループホームの整備状況<ul style="list-style-type: none"><li>・実態を把握し、計画的に整備していく。</li></ul></li></ul>
<p>■主な成果指標</p>	
<p>■主な活動指標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所定員に対する稼働状況</li><li>・小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況</li><li>・認知症高齢者グループホームの整備状況</li></ul>	

**基本方針3  
未来にわたり持続可能な制度づくり**

**施策目標③**  
介護現場の業務が効率化及び改善され、介護人材の確保・定着・育成ができています

【第9期計画における取組】	<第10期計画に向けた課題等>
<p>■施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護の仕事に専門的な知識が必要であると理解され、イメージが向上し尊重されるようになる</li> <li>○処遇改善加算等の活用が進み、介護職で生活をしていくことができる給与を得ることができる</li> <li>○介護の仕事でのキャリアアップがイメージできる</li> <li>○適切な人員配置が行われることや、介護の仕事が効率化されること等を通じて、時間外勤務が減少する</li> <li>○新規に介護の仕事に就く人が増える、専門的な資格が不要な仕事を担う人が増える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○処遇改善加算の要件周知               <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引続き、集団指導等を通じて、処遇改善加算の要件周知を行っていく。</li> </ul> </li> <li>○介護ロボットやICT機器の導入支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、鳥取市地域医療介護総合確保基金事業補助金により、介護ロボット及びICT機器の導入を支援していく。</li> </ul> </li> </ul>
<p>■主な成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員処遇改善加算取得率</li> <li>・職員離職率</li> <li>・法定配置人数に対する人員充足率</li> <li>・施設定員に対する稼働状況（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）</li> </ul>	
<p>■主な活動指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処遇改善加算の要件周知実施数</li> <li>・介護ロボットやICT機器の導入支援事業所数</li> </ul>	

### 基本方針3

#### 未来にわたり持続可能な制度づくり

#### 施策目標⑨

介護サービスが適切に利用されている

【第9期計画における取組】	<第10期計画に向けた課題等>
<p>■施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○確かな見立てに基づいて、地域包括支援センターやケアマネジャー、介護事業所等が専門職の助言・情報提供を得ながら、必要なサービスを提案することができる</li><li>○利用者や家族がサービス利用の目的、目標の達成やサービス利用の終了について納得して、サービス利用を開始することができる</li><li>○介護保険制度の仕組みや費用について、介護事業者や市民等が正しく知っている</li><li>○事業所の運営が適正に行われるよう、運営指導や監査、点検等が計画的に行われる</li><li>○認定申請の前に、インフォーマルサービスや交流の場の利用を検討することができる</li></ul>	<p>○ケアプラン点検</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・今後も介護支援専門員が2年に1度はケアプラン点検を受けられるよう、引き続き取り組んでいく。</li></ul> <p>○運営指導</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国の「介護保険施設等指導方針」等の内容を踏まえ、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を引続き進めていく。（年間目標200件）</li></ul>
<p>■主な成果指標</p>	
<p>■主な活動指標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ケアプラン点検の点検実施数</li><li>・運営指導実施数</li></ul>	

### 基本方針3

#### 未来にわたり持続可能な制度づくり

#### 施策目標⑨

災害・感染症発生時でも継続してサービス提供ができる

#### 【第9期計画における取組】

■施策の方向性  
○高齢者施設でBCPが策定されることで、災害時の対応が検討され、備えができていく  
○地域の中で、災害時に支援が必要な人が把握され、声掛けや助け合いができる地域の関係がある  
○福祉避難所の開設に向けて必要な物資の備蓄や訓練が行われ、市と事業所との連携がとられながら災害時に開設・受入することができる  
○普段から多機関連携が行われ、あるいは訓練が実施され、災害時に円滑な連携を取ることができる

#### ■主な成果指標

- ・避難確保計画策定率
- ・BCP策定率
- ・自力避難困難時、周囲に助けを求められる者の割合

#### ■主な活動指標

#### <第10期計画に向けた課題等>

## 議事(4)

### 鳥取市介護保険等推進委員会の開催及び計画策定スケジュール（素案）

<令和8年度>

時期	内容
令和8年7月	<b>第1回委員会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・作成スケジュール確認</li><li>・国の制度改正の概要について</li><li>・各種調査の結果について</li><li>・第10期計画に向けた課題整理について</li></ul>
令和8年8月	<b>第2回委員会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・第9期計画の進捗状況について</li><li>・第10期計画の施策の概要</li></ul>
令和8年10月	<b>第3回委員会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・介護サービス量と給付費、保険料の見込みについて</li></ul>
令和8年11月	<b>第4回委員会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・第10期計画の素案について</li></ul>
令和8年12月	市民政策コメントの実施
令和9年1月	<b>第5回委員会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・第10期計画の最終案について</li></ul>
令和9年2月	社会福祉審議会老人福祉専門分科会に諮問 鳥取市議会へ鳥取市介護保険条例の改正案提出



令和9年4月 第10期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画施行

<令和9年度・令和10年度>

年2回程度、委員会を開催予定／7月、1月頃

(主な議題)・第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進捗状況について